

## 別紙

### 料金表

#### (目的)

第1条 この料金表は、別に定める「性能向上計画認定に係る技術的審査業務規程」(以下「規程」という。)に基づきハウスプラス住宅保証株式会社(以下「ハウスプラス」という。)が実施する性能向上計画認定に係る技術的審査の審査料金(以下「技術的審査料金」という。)について、必要な事項を定める。

#### (技術的審査料金)

第2条 規程第19条に規定する技術的審査料金は、技術的審査を行う建築物が住宅である場合は別表1、住宅・非住宅複合建築物である場合は別表2に掲げるとおりとする。

#### (技術的審査料金の納入)

第3条 依頼者は、技術的審査料金を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律性能向上計画認定に係る技術的審査業務約款」(以下「約款」という。)第6条に規定する料金の支払方法により納入する。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

#### (技術的審査料金を減額するための要件)

第4条 技術的審査料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- (2) 依頼者が年間開発の全てをハウスプラスに申請する旨の年間契約を行うとき。
- (3) ハウスプラスが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- (4) あらかじめハウスプラスが定める日又は期間内に評価業務依頼を行ったとき。
- (5) その他ハウスプラスが認めるとき。

#### (技術的審査料金を増額するための要件)

第5条 技術的審査料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 依頼者の非協力その他ハウスプラスの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- (2) 約款第7条第2項に基づき依頼者が別件として申請した場合を除き、適合証が交付される前に当初の依頼内容から対象建築物の計画に変更があったとき。
- (3) 別表1及び別表2に定める技術的審査料金に含まれない業務を実施しなければ、技術的審査が行えないとハウスプラスが判断したとき。

#### (その他の料金)

第6条 ハウスプラスは、次に掲げる場合に費用を別途請求できるものとする。

- (1) 事前相談
- (2) その他ハウスプラスが必要と認めるとき。

(附則) この料金表は平成28年9月1日より施行する

(附則) この料金表は2021年4月1日より施行する

(附則) この料金表は2024年4月1日より施行する

(附則) この料金表は2025年4月1日より施行する

(附則) この料金表は2026年4月1日より施行する

別表1 住宅（金額はすべて税込）

ハウспラスへ電子申請を行った物件で、適合証の電子交付に加え紙面の発行を希望する場合は、技術的審査料金に2,200円を加算する。

・性能向上計画認定 【新規・変更】 / 【新築のみ】

1) 一戸建ての住宅

評価のタイプ		一律	評価内容
A	通常評価 ※1	40,700円	※1 外皮基準及び一次エネルギー消費量の評価
B	外皮基準のみ活用評価 ※2	14,300円	※2 外皮基準部分を他のサービスにより実施している場合 ・住宅性能評価（5-1 断熱等性能等級 選択） ・長期使用構造等確認 ・その他
C	外皮基準及び一次エネルギー消費量活用評価 ※3	8,800円	※3 外皮基準部分及び一次エネルギー消費量部分を他のサービスにより実施している場合 ・住宅性能評価（5-2 一次エネルギー消費量等級 選択） ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 ・建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価業務 ・長期使用構造等確認（令和4年10月1日以降に申請されたものに限る。） ・その他

2) 長屋タイプ（※4）

評価のタイプ		2戸	3・4戸	5・6戸	7・8戸	9・10戸
		ア	イ	ウ	エ	オ
D	通常評価 ※1	70,400円	105,600円	116,600円	127,600円	138,600円
E	外皮基準のみ活用評価 ※2	28,600円	57,200円	70,400円	77,000円	94,600円
F	外皮基準及び一次エネルギー消費量活用評価 ※3	17,600円	35,200円	52,800円	70,400円	88,000円

※4 ここでいう「長屋タイプ」は2～10戸までの住戸数のものを指し、原則として、共用廊下等がある場合でも、共用部の一次エネルギー消費量計算が生じない住宅を指す。建築物基準法施行規則別表で定める長屋ではない場合においても、一定の住戸プランが反復するような共同住宅（ハウспラスが認める場合に限る）においても、長屋タイプとして扱うことができる。

（共用部に暖冷房・換気・給湯・照明・昇降機がある場合は、共用部の一次エネルギー消費量計算（非住宅）の計算が必要であるため、この長屋タイプには含まない。）

3) 共同住宅等 (2) の長屋タイプを除く)、複合建築物の住宅部分  
別途見積りとする。

・性能向上計画認定 【新規・変更】 / 【新築以外】  
別途見積りとする。

・取下げ手数料

	受取りのみ	受付済	質疑提出後
取下げ手数料	なし (全額ご返金)	一律 5,500 円	技術的審査料金全額

ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責めに帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合は、この限りではない。

・再発行手数料

	再発行
適合証 再発行手数料	5,500 円/枚

別表2 住宅・非住宅複合建築物 (金額はすべて税込)

※お引き受けできる範囲は、住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に限るものとする。

建築物全体の評価はこれを引き受けない。

・性能向上計画認定 【新規・変更】 / 【新築・増築・改築・修繕・模様替え・空気調和設備等の設置・  
空気調和設備等の改修】

別途見積りとする。

※建築基準法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 40 号) 別紙の表の用途の区分) における「08060:住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」の用途は、この別表2住宅・非住宅複合建築物に該当する。この場合の住宅部分 (1住戸のみ) を評価する場合は、別表1の1) 一戸建ての住宅の料金とすることができる。